

「期日指定定期貯金規定」変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>(1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限(最長預入期限が休日の場合は最長預入期限を起算日として翌営業日)に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。</p> <p>(2) 〽 (省 略)</p> <p>(4)</p> <p>2. 〽 (省 略)</p> <p>3.</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1) 〽 (省 略)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日(満期日が休日の場合は翌営業日)に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(6) 〽 (省 略)</p> <p>5. 〽 (省 略)</p> <p>15.</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p>1. (貯金の支払時期)</p> <p>(1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。</p> <p>(2) 〽 (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>2. 〽 (同 左)</p> <p>3.</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1) 〽 (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(6) 〽 (同 左)</p> <p>5. 〽 (同 左)</p> <p>15.</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>